

町民意見募集(パブリックコメント)を実施します

下記の条例の一部改正案について、町民のみなさんのご意見を募集します。

◆中標津町産業振興条例の一部改正について（案）

■閲覧場所 町ホームページ、経済振興課窓口、まちづくり情報コーナー、総合文化会館窓口、計根別支所窓口



■意見提出方法 備付けの様式により、持参・郵送・FAX・Eメール、または電子フォーム

■閲覧期間 12月下旬～1ヶ月程度 ※閲覧期間が変更となる場合があります。
詳細につきましては、町ホームページをご確認ください。

パブコメに関するQ&Aはこちら

問い合わせは、経済振興課 商工労働係（直通 74-0463）まで。

12月3日～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、広く障がい者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法で定められています。

障がい者に関するマークをご存じですか？

国際的に定められたものや法律に基づくもののほか、障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをいくつか紹介します！

■障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマークです。

障がいの種類や程度にかかわらず、すべての障がいのある方を対象としています。

※車に表示しても道路交通法上の規制を免れる等の法的効力は生じません。

このマークに関する問い合わせ先：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

■身体障害者標識・聴覚障害者標識



肢体不自由の方が運転する車に表示するマーク（左）、聴覚障がいのある方が運転する車に表示するマーク（右）です。このマークをつけた車への幅寄せや割り込みは、道路交通法で罰せられます。

このマークに関する問い合わせ先：警察庁交通局交通企画課

■ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発用マークです。

現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやレストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

このマークに関する問い合わせ先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

■オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。

オストメイト対応トイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。

このマークに関する問い合わせ先：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

■ヘルプマーク



内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずるなど、思いやりのある行動をお願いします。

このマークに関する問い合わせ先：東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当
(中標津町役場福祉課窓口でも交付を行なっています。)

問い合わせは、福祉課 障がい福祉係（直通 74-0885）まで。